

# 政府税制調査会 海外調査報告 (英国・フランス・ドイツ)

吉村政穂 諸富徹

2022年9月7日

- 本報告中の意見にわたる部分については、現地調査を実施した2022年6月時点の情報等を基に発言があったものである。
- 本報告中の意見にわたる部分については、個人的な見解も含まれており、必ずしも各国当局等の公式な見解等ではない場合がある。

## 今回の海外調査の背景

- 昨今、日本ではコロナ禍をはじめとし、足下の経済財政状況に変化が生じている。欧州の諸外国が、そうした足下の経済財政状況の変化を踏まえ、今後の税制・財政のあるべき姿をどのように捉えているのか、聴取を行った。
- また、そうした足下の変化に加え、日本をはじめとする世界各国では、公的部門と民間部門双方において、デジタル化が一層促進される中で、シェアリング・エコノミーやギグ・エコノミーの普及・拡大、グローバルなE-コマースの一層の進展といった変化が見られている。欧州の諸外国において、こうした経済社会構造の大きな変化を捉え、税制をどのように発展させてきたのか・させていく予定なのか、についても聴取を行った。
- 本資料は、上記の二つの課題を柱とし、聴取の内容をまとめたものである。

※ 本資料における邦貨換算レートは、1ポンド=154円、1ユーロ=130円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：2022年1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

<b>(1) 昨今の財政・税制を巡る動向</b> .....	P 4
– 英国・フランス・ドイツにおける昨今の財政・税制を巡る動向	
<b>(2) 経済社会の変化を踏まえた税制のあり方</b> .....	P 8
– 所得把握や税務手続の仕組みのデジタル化の進展	
– シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミー、グローバル化の進展を踏まえた税制	

## (1) 昨今の財政・税制を巡る動向

- コロナ禍で歳出増が続く中、各国ともに財政規律の在り方を検討。
- その一環として、英国では、法人税率の引上げを決定したほか、配当所得課税の強化を実施。
- 今後の税制の在り方については、格差是正の観点から給与所得課税と金融所得課税の差に課題意識を持ちつつも税制による投資促進といった観点にも配慮しているといった意見や、法人税についてはEU内での税率水準を意識しているといった意見が聞かれた。

# 英国における昨今の財政・税制を巡る動向

## 英国における昨今の財政・税制を巡る動向の概要

### ■ 2021年財政法（2021年6月10日成立）

コロナの影響により悪化した財政を立て直すため、2023年4月から、法人税の標準税率を19%→25%に引上げ（収益25万ポンド（3850万円）超の企業が対象）。  
※ 収益5万ポンド（770万円）超25万ポンド（3,850万円）以下の企業は計算式に基づき、税率が25%から逡減。収益5万ポンド（770万円）以下の企業は19%で据置き。

### ■ 医療・介護制度改革計画（2021年9月7日公表）

- 2022年4月から、コロナの中で先延ばしになっていた医療行為の実施や、医療・介護サービスの利便性向上等の財源として、給与収入（労働者・使用者双方）及び利益（自営業者）に対する1.25%の医療・介護負担金を導入。
- 2022年度は国民保険料を1.25%引き上げることで対応し、2023年度から1.25%の医療・介護負担金が導入され、国民保険料は通常に戻る。また、配当所得課税について、2022年4月から一律1.25%の税率引上げ。
- ※ 引上げ後の税率は、8.75%・33.75%・39.35%の超過累進課税。

### ■ 予算責任憲章2021（2021年10月27日公表）

- スナク財務大臣（当時）は「次の危機が来た時に対応する財政余力を持っておくために、財政を強化する必要がある」と演説し、公的部門を対象とする新たな財政健全化目標を公表。
- ① 経常的収支を2024年度までに均衡
- ② 純投資対GDP比を2026年度まで平均3%以内に抑制
- ③ 純債務残高対GDP比を2024年度までに減少

### ■ 付加価値税率の一時的な引下げの終了（2022年4月1日）

- 2020年7月に、外食、ホテル及び映画館等の一部の品目について、適用する付加価値税率を、標準税率20%から一時的に5%へと引き下げたが、2021年10月から当該品目の税率を12.5%に引き上げ、2022年4月には標準税率20%に戻した。

## 今後の税制に関する考え方

### ➢ 財政規律

コロナ対応に関する柔軟性を残しながら、積極的な投資を通じて経済を成長させる一方、債務残高をコントロールするため現在の公的部門の純投資を対GDP比で（平均して）3%以内に抑制。債務残高を減らすための税制面での取組みにより債務を減らし、均衡のとれた予算を維持。

### ➢ 今後の税制の在り方

- **所得税**：英国においては、国民は所得税一般よりもキャピタルゲインへの課税強化を選好する。給与所得等に比べ低税率が適用される金融所得課税のあり方については負担の公平性の観点及び投資意欲とのバランスの観点から議論がある。特に高所得者に対して適切な課税がされているかという議論に国民的な関心がある。また、今回配当課税の強化が選ばれたのは、給与収入については医療・介護負担金が導入されるどころ、給与ではなく配当による従業員への還元が増加するといった現象を防止する意味もあった。
- **法人税**：法人税は国際競争力も意識した上で財政立て直しのために25%に引上げ。もともと低税率であったこともあり、他税目に比べ引上げ余力があると判断。

# フランスにおける昨今の財政・税制を巡る動向

## フランスにおける昨今の財政・税制を巡る動向の概要

### ■「財政の将来に関する委員会」による報告書（2021年3月18日公表）

- 2020年12月にカステックス首相（当時）が「財政の将来に関する委員会」を設置。同委員会による報告書の概要は以下のとおり。
  - ・ 財政の持続可能性は、長期にわたり、歳出増を歳入増よりも抑えることに立脚すべき。
  - ・ コロナの支援措置は時限的なものとし、最も影響を受けた分野に集中すべき。

### ■安定化プログラム2021（2021年4月14日公表）

- ・ 2027年までに債務残高対GDP比を安定化させ、その後削減させる。
- ・ 2022～2027年に、毎年の歳出の増加率を0.7%に抑制する。

### ■2022年予算（2021年9月22日閣議決定、12月30日公布）

- 危機に起因する債務を明確にし償還を行っていくため、2022年予算法において、一般会計のコロナによる財政赤字拡大分に相当する債務（1,650億ユーロ：21兆4,500億円）を区分し、「公債公庫」を通じて2042年までに償還することを発表。

### ■大統領選挙（2022年4月10日、4月24日）、第二期マクロン政権始動

- 4月24日に行われた第二回投票の結果、現職のマクロン大統領が再選。
- 財政健全目標は、「2026年から債務残高対GDP比を低下させ、2027年に財政赤字対GDP比を3%以下にする」と主張
- ボルヌ新首相は7月6日に行われた所信表明演説で、「増税は行わない」と発言。

## 今後の税制に関する考え方

### ➢ 今後の税制の在り方

- ・ **所得課税**：所得課税の一つとしての一般社会税（CSG）は、賃金だけに偏らない形で、広い課税ベースから社会保障費のための税収を確保するものとして存在。  
金融所得課税についてはできるだけEU水準と合わせるべきという考え方であり、現状、EU水準並みとなっていると判断している。
- ・ **法人税**：法人税についても、できるだけEU水準と合わせるべきとの考え方で制度設計している。
- ・ **付加価値税**：EU指令では、軽減税率の対象範囲の拡大・下限税率の引下げが行われたが、付加価値税を引き下げても必ずしも再分配ができる訳ではなく、また財政上のコストも大きい。昨今、歳出を拡大し、財政赤字が拡大している中、付加価値税率を引き下げる予定はない。

# ドイツにおける昨今の財政・税制を巡る動向

## ドイツにおける昨今の財政・税制を巡る動向の概要

### ■メルケル政権下におけるコロナ対応（2020～2021年）

- コロナ対応のため、7年ぶりに新規公債を発行したが、同時に、連邦基本法のルールに基づき、2020年、2021年の一定水準を超える債務について、2042年までの償還計画を議決。
- 2020年7月に付加価値税率を一時的に引き下げた（標準税率：19%→16%、軽減税率：7%→5%）が、2021年1月に外食等にかかるものを除いては元の税率に戻した。

### ■ショルツ政権発足（2021年12月8日）

- メルケル政権下で2018年より財務大臣を務めた社会民主党（SPD）のショルツ氏が首相に就任。新たな財務大臣には自由民主党（FDP）のレントナー党首が就任。

### ■2022年予算案、2026年までの財政計画（2022年3月16日公表）

- 2023年からは、財政収支を均衡させる原則を再び遵守する予定。
- 2020～2022年の一定水準を超える債務（2020年：696億ユーロ（9兆円）、2021年：1,925億ユーロ（25兆円）、2022年：806億ユーロ（10兆円））について、「次世代のEU」資金に係るEU共同債の償還期間と合わせる形で、2028～2058年までの新たな償還計画を公表。
- 国防強化のために特別基金を設置。1,000億ユーロ（13兆円）を上限とする起債が可能（1回限り。既存の債務ブレーキの適用対象外）だが、当該債務の償還方法を法律で定める予定。基金の用途については、毎年議会で議決。

## 今後の税制に関する考え方

### ➤ 今後の税制の在り方

- **格差の是正**：2018年の調査では、国家は格差の縮小のためにより強力に措置を講じるべきか、という問いに対して「はい」と答えた人が、旧東部ドイツ地域では81%、西部ドイツ地域では73%となっており、社会格差の縮小に対する国家の役割については期待値が高い。
- **所得税**：各国共通の問題として、給与所得等への課税と金融所得課税に違いが存在するため、高所得者ほど負担率が下がる問題があることを認識しているが、現時点で税率の変更は予定していない。
- **法人税**：法人税について、外国からの投資とのバランスの観点から認識しているが、変更する予定はない。
- **付加価値税**：EU指令では、軽減税率の対象範囲の拡大・下限税率の引下げが行われたが、軽減税率及びゼロ税率については否定的に考えており、付加価値税率を引き下げる予定はない。

## (2) 経済社会の変化を踏まえた税制の在り方

- i) 所得把握や税務手続の仕組みのデジタル化の進展
- ii) シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミー、グローバル化の進展を踏まえた税制

- 昨今、デジタル化という経済社会の変化が一層進む中、公的部門と民間部門の両面において、デジタル化に伴う変化が発生している。
  - ①公的部門としては、税務手続や所得把握についてデジタル化による仕組みの効率化、②民間部門としては、シェアリング・エコノミーやギグ・エコノミーの普及・拡大、グローバルなEコマースの一層の進展といった変化が見られている。
- 税務手続や所得把握の仕組みのデジタル化については、英国やフランスでは給与所得等の月毎等での把握が行われている他、フランスでは記入済み申告書の運用や電子申告の義務化が行われている。
- 他方、個人情報保護等の観点から、税務情報の目的外利用については慎重に行われている。
- また、シェアリング・エコノミーやギグ・エコノミーが進展する中、各国とも新しい稼ぎ方により発生した所得の把握に課題意識。欧州各国は、プラットフォーム事業者から売主の情報の提供を受ける仕組みの構築を前向きに検討。また、グローバルなオンライン消費も拡大する中で、デジタルプラットフォーム運営事業者に付加価値税の支払い義務を課す制度も導入。



## i) 所得把握や税務手続の仕組みのデジタル化の進展

### <調査の背景>

- 昨今、デジタル化という経済社会の変化が一層進む中、公的部門において、税務手続や所得把握に係るデジタル化による仕組みの効率化がどのように行われているのかについて調査。

### 英国における所得把握や税務手続のデジタル化

#### <所得情報の把握システム>

- 給与所得者等に対する源泉徴収・年末調整の仕組みであるPAYE (Pay As You Earn) が存在。
  - PAYEについては、電子化の進展を踏まえ、毎月の給与等の支払ごとに支払税額の調整を行う「Real Time Information」化を進めており、納税者利便の向上を図ると同時に、財務会計の透明化及びその適時・適正な把握を進めている。
  - 事業所得については、個人事業主や法人については、一定所得を超える場合には、2024年4月以降、四半期に一度歳入関税庁に電子的に財務会計情報等を報告することとされている。
- ※ Universal Creditという一般的な社会保障給付においては、税務情報を厳に必要な情報に限り担当省の雇用年金省に共有。また、統計部局に対しても、匿名化した上で所得情報をマクロデータとして共有。ただし、コロナ禍での給付金（事業者向け、被用者向け）においては、歳出が膨らむ中、きめ細やかな要件設定に対応するため、税務情報を用いたプッシュ型給付は行われなかった。

## i) 所得把握や税務手続の仕組みのデジタル化の進展

### フランスにおける所得把握や税務手続の電子化

#### <所得情報の把握システム>

- 雇用主等の行政手続担当者の行政手続を簡素化する観点から、DSN（給与に関する情報システム）及びPASRAU（年金等に関する情報システム）を連帯保健省が構築。
- DSNについては、それまで雇用主側で45の機関に対して800もの情報提出をしなければならなかったところ、これらのシステムを通じることで手続の重複が排除され、一本情報を入れるだけで45か所宛の手続が済むようになった。（あくまで行政手続の簡素化が目的であり、目的外利用（更なる所得把握のためのシステム拡充等）はシステムを効率的に構築する観点からも基本的には排除。）
- DSNの情報を基に、2019年から源泉徴収を開始。
- 給与所得者の利便性向上の観点から、2006年より、雇用者等から集められた情報（捕捉が困難な一部の項目を除く）を公共財政総局（国税当局）があらかじめ申告書に記入し、税務申告を支援するサービス（「記入済申告書」）を導入。（確定申告が必要な世帯の約1/3において、ページにアクセスするだけで申告が完了する自動申告が行われている）。
- 事業所得等についてまで記入済み申告書で自動記入されるわけではない。

#### <電子申告>

- 電子申告が義務化されており、義務化が免除されるのは納税者番号をまだ有していない海外からの移住者やインターネット環境がない者に限定される。違反した場合には罰則あり。
- ※ 連帯保健省の把握した所得情報は、統計部局にも匿名化した上でマクロ情報として共有。ただし、コロナ禍の給付金（企業・事業者等向け）に、その所得情報を用いてプッシュ型給付が行われることはなかった。

## i) 所得把握や税務手続の仕組みのデジタル化の進展

### ドイツにおける所得把握や税務手続のデジタル化

#### <源泉徴収>

- 給与所得者の利便向上のために、2013年に「賃金税源泉徴収データオンライン照会システム（ELStAM）」を導入し、納税者の家族情報・課税クラス等の情報を蓄積。雇用主はこれらの情報をもとに源泉徴収税額を算出するため、源泉徴収・年末調整の段階では、雇用主と従業員の間での書類のやりとりは不要となる。

#### <電子申告>

- 確定申告を行う納税者の利便向上のため、1999年に電子申告ポータルサイト「ELSTER」を導入。

#### <デジタル化全般>

- 企業に経済識別番号を付与し、税務情報のみならずその他の企業に関する情報も当該番号に紐づける取組みが進められているが、完成期限のある取組みではない。
- デジタル化の進展度合いには課題があるとの認識。プライバシーや個人情報への配慮、税務署で受け取った情報の管理は固く守るとの観点から、所得把握やその目的外利用には難しさがあるとの認識。

## ii) シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーの進展を踏まえた税制（所得把握）

### <調査の背景>

- ギグ・エコノミーの発達により、一般的に第三者による報告の対象とならない独立ベースの個人によるサービス提供へのシフトが発生。
- シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーの市場拡大は、取引及び関連する支払の電子形式での記録につながるため、税務当局と納税者の双方にとって、透明性の向上とコンプライアンスの負担軽減が図りやすくなる可能性。

### 欧州における動向の概要

- **OECD**において、国ごとに異なる報告要件が設定されることを避け、報告された情報についての関係国・地域による自動的情報交換を促進するため、プラットフォーム売主が実現した取引及び所得に係る情報を、統一的な基準により収集するためのモデル報告ルールについての議論が行われ、モデルルール等が策定された。

#### <対象プラットフォーム事業者>

モデルルール（2020年7月公表）：不動産賃貸の仲介、個人サービスの仲介

拡張モジュール（2021年6月公表）：商品の販売の仲介、移動手段の賃貸サービスの仲介

- **フランス**においては、プラットフォーム事業者が、商品の販売、サービスの提供、商品又はサービスの交換又は共有のために、電子的手段により人と遠隔で接続する場合、それらを通じて取引を行う各ユーザーが行った取引の回数、総額、課せられる税金および社会的義務に関する情報等を各ユーザーと税務当局に報告することが、2019年より義務付けられている（最初に法定化されたのは2016年）。

※OECDのモデルルール等よりもプラットフォームの定義は広い。

#### <今後の税制に関する考え方（英国・フランス・ドイツ）>

- シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーの進展を巡っては、新しいタイプの稼ぎ方によって発生した所得に税務上も対応する必要。そうした所得の把握については、OECDの取組みに各国足並みをそろえて対応していくことが必要。

## ii) グローバルなオンライン消費の拡大を踏まえた対応（付加価値税の課税）

### <調査の背景>

- コロナ禍の影響等もあり、ライフスタイルは大きく変化。例えば、オンラインショッピングやソーシャルメディア、インターネット電話やビデオのストリーミングサービス、オンラインゲームなどの利用が急速に進展。
- こうした取引は国境を跨ぐ場合もあり、適正な納税の確保に向けた制度及び執行の両面で課題となる可能性。

### 欧州における動向の概要

#### <デジタルプラットフォーム運営事業者に対する付加価値税の納税義務の導入>

- デジタルプラットフォームを介した役務提供は、サプライチェーンの構造が複雑で国境を跨ぐ場合もあるため、いつ最終消費者に役務提供されたのか、誰がその役務提供の付加価値税を支払う義務を負っているのかなどを把握するのが困難であった。
- こうした状況を踏まえ、EU規則に基づき、EU加盟国は2015年からEU域内における消費者向け（BtoC）取引の電子的手段による役務提供の課税地を仕向地主義に変更すると同時に、適切な課税を図る観点から、デジタルプラットフォーム運営事業者を最終消費者への役務提供者とみなし、納税義務を課す制度を導入。

#### <税制に関する考え方>

##### フランス

- デジタルプラットフォーム運営事業者に納税義務を課すことで、当局にとっても取引内容等を把握しやすくなった。

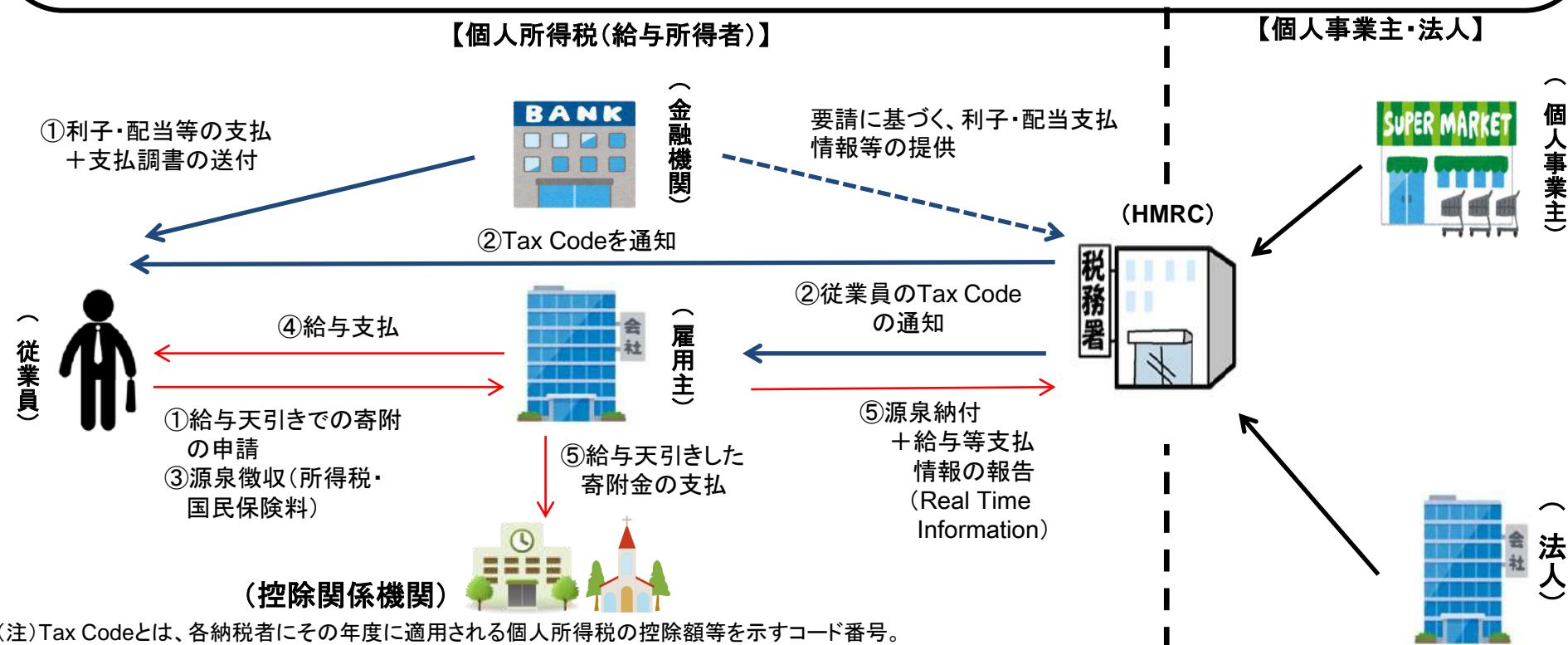
##### ドイツ

- 「デジタルプラットフォーム」の定義は、いわゆるマーケットプレイスだけではなく、サービスや物品を含め、デジタルインターフェースを通じた取引という形で広く定義している。当局としても啓蒙活動を行い、各デジタルプラットフォーム運営事業者に納税義務の対象となることを理解してもらっている。
- 連邦財務省によると、デジタルプラットフォーム運営事業者がどのようにサプライヤーのステータスを把握しているかという点は、サプライヤーがデジタルプラットフォームに免税事業者か否かを登録し、登録せず取引する場合は、デジタルプラットフォームから排除される仕組みとなっている。

(参考資料)

# 英国における納税者利便の向上等に向けた取組（Making Tax Digitalの推進等）

- 給与や一定額までの利子・配当所得について給与から源泉徴収を行いつつ、金融所得も含めた全ての所得を合算して課税。キャピタルゲインや一定額以上の利子・配当所得がある場合は、税額の確定・精算には確定申告が必要だが、それ以外の場合は、給与所得者に対する源泉徴収・年末調整の仕組みであるPAYE(Pay As You Earn)の中で課税関係が終了(将来的には、金融所得も含めた全ての所得に関する税務手続をPAYEの中で処理し、個人の確定申告を不要とする制度を志向)。
- 政府による税務に関わるほぼ全ての情報のやり取りを電子化する取組「Making Tax Digital」の推進により、情報処理・保存の電子化と、税務手続上の関係者のネットワーク化を推進。
- こうした中、PAYEについては、電子化の進展を踏まえ、毎月の給与支払ごとに支払税額の調整を行う「Real Time Information」化を進めており、納税者利便の向上を図ると同時に、財務会計の透明化及びその適時・適正な把握を進めている。



## 全体像

- フランス政府が行政手続の電子化のために構築したネットワークシステムである「Net-Entreprises」において、DSN (Déclaration sociale nominative) とPASRAU (Passage des Revenus Autres) が提供されている。
- DSNは、企業に義務化されている様々な申告を簡素化・一元化することを目的に、2013年から運用を開始。2022年時点で54の申告や手続 (社会保険料に関する申告、給与支払情報の申告、雇用主証明書等) がDSNを通じて行われるようになっている。
- PASRAUは2019年から運用を開始し、DSNとは独立のシステムとして設計されている。

## DSNについて

- 民間企業・公的機関・公共財政総局・社会保障機関をつなぐネットワーク。
- 民間企業は、従業員に関する給与・社会保険料等の情報や、休業・出産等の状況変化を申告する。
- 公的機関は、職員 (公務員) の給与や社会保険料等の情報を申告する。
- 公共財政総局は、民間企業・公的機関に対して、所得税の源泉徴収の税率を通知する。

## PASRAUについて

- 公共財政総局と社会保障機関等の代替所得支給機関をつなぐネットワーク。
- 公共財政総局は、社会保障機関等に対して、所得税の源泉徴収の税率を通知する。
- 代替所得支給機関は、年金や失業手当等の支給情報を申告する。

### (参考) DSNとPASRAUの歴史

- 2013年 : DSNフェーズ1 申告データ数を35%削減。疾病給付、出産・育児給付のための給与証明や雇用主証明書の提出等を代替。
- 2014年～2015年 : DSNフェーズ2 申告データ数を70%削減。Urssaf (社会保障・家族手当保険料徴収連合) への社会保険料の申告等を代替。
- 2016年～2017年 : DSNフェーズ3 申告データ数を75%削減。その他機関への社会保険料の申告等を代替。
- 2017年 : 民間企業にDSN使用の義務化。
- 2019年 : PASRAUの運用開始。
- ～2022年 : 公的機関にDSN使用の義務化 (PASRAUからDSNへの移管)。



# シェアリング・エコノミー及びギグ・エコノミーにおける売主に関する プラットフォーム事業者による報告のためのモデルルール

- 2019年 OECD租税委員会の第10作業部会で、プラットフォーム事業者の報告義務に関するモデルルールについての議論を開始。
- 2020年7月 不動産賃貸及び個人サービスを対象とし、各国が任意で採用できる報告制度の世界標準として、シェアリング・エコノミー及びギグ・エコノミーにおける売主に関するプラットフォーム事業者による報告のためのモデルルール（以下「モデルルール」という。）を公表。
- 2021年6月 モデルルールに基づく自動的情報交換の実現に向け、国際的な情報交換のルール（注1）とともに、商品の販売、移動手段の賃貸についても対象を拡大することができる「拡張モジュール」を公表（注2）。

（注1）モデルルールに基づく情報交換の開始時期は未定。

（注2）EUでは、拡張モジュールと同様の範囲を対象として、プラットフォーム事業者からの報告制度を2023年から導入し、EU域内での情報交換を2024年から開始予定。当該報告制度では、EUに税務上の居住地を有するプラットフォーム事業者だけでなく、EU居住者である利用者を有するプラットフォーム事業者であって、EU域内に恒久的施設を有しないもの等も報告義務の対象となる見込み。

EU内と同等の情報が交換できる自動的情報交換の枠組みをEU参加国との間で有している国を居住地国とするプラットフォーム事業者は、報告義務が免除される予定。モデルルール（および拡張モジュール）を採用することによって免除を受けられるかについて、今後、EUが判断する。

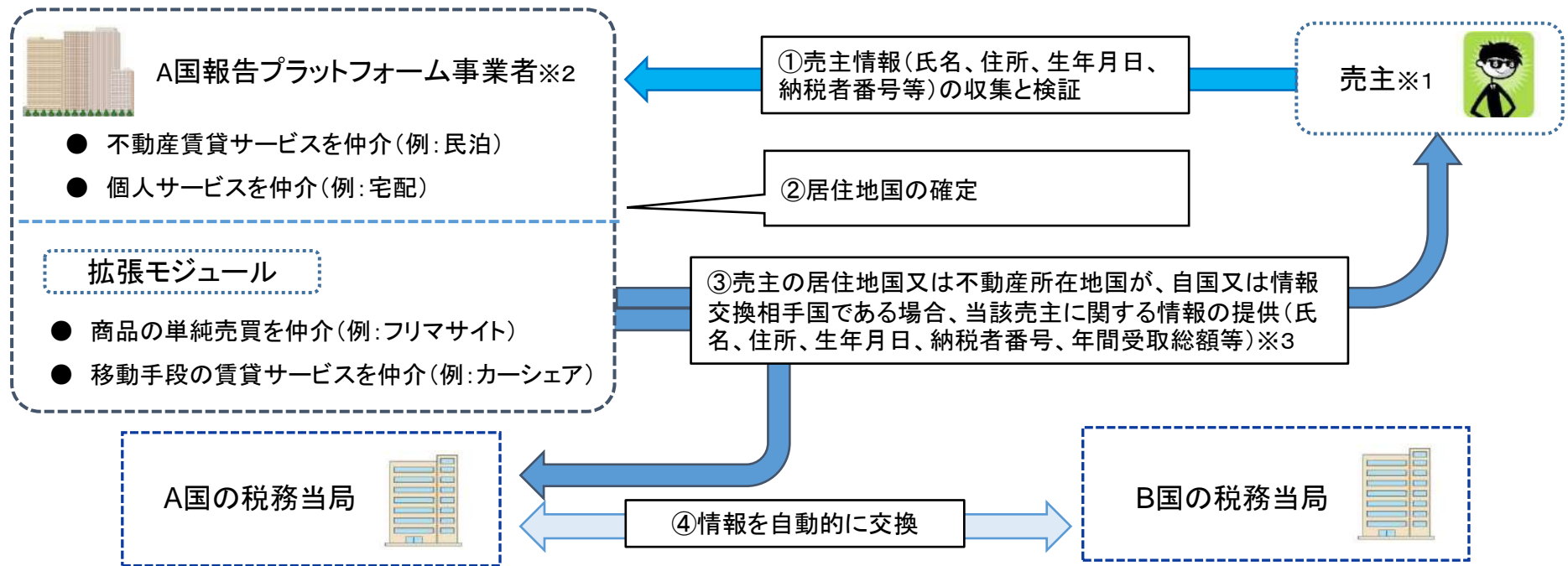
## モデルルールの背景等

- ギグ・エコノミーの発達により、雇用契約に基づく従来の労働関係から、一般的に第三者による報告の対象とならない独立ベースの個人によるサービス提供へのシフトが発生。
- シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーの市場拡大は、取引及び関連する支払の電子形式での記録につながるため、税務当局と納税者の双方にとって、透明性の向上とコンプライアンスの負担軽減が図りやすくなる可能性。
- 売主は、自国のプラットフォーム事業者だけでなく、他国のプラットフォーム事業者も利用しうるため、他国のプラットフォームを利用する売主の情報を、各国の税務当局がどのように入手するかという問題が存在。売主の所在地毎に異なる方式で報告を求められた場合、プラットフォーム事業者にとっても、ビジネスを発展させようとする際のコスト増加要因及び潜在的に有害な障壁となり得る。

⇒OECDにおいて、国ごとに異なる報告要件が設定されることを避け、報告された情報についての関係国・地域による自動的情報交換を促進するため、プラットフォーム売主が実現した取引及び所得に係る情報を、統一的な基準により収集するためのモデル報告ルールについての議論が行われ、モデルルールが策定された。

# シェアリング・エコミー及びギグ・エコミーにおける売主に関するプラットフォーム事業者による報告のためのモデルルール

- 報告プラットフォーム事業者は、①売主情報の収集と検証、②売主の居住地国の確定、③税務当局及び報告対象売主に対する当該売主に関する情報の提供を求められる。



- ※1 除外売主(例:上場事業体)については、プラットフォーム事業者による情報の収集等が不要。
- ※2 報告プラットフォーム事業者についても、小規模事業者等について一定の除外事由が定められている。
- ※3 一つのプラットフォーム上に複数の報告プラットフォーム事業者が存在する場合、報告方法について例外あり。税務当局等に対する情報の報告期限は、報告対象年度の翌年の1月末まで。

## 1. 概要

プラットフォーム事業者が、商品の販売、サービスの提供、商品又はサービスの交換又は共有のために、電子的手段により人と遠隔で接続する場合、下記の義務が生じる。

- ① 各ユーザーに対する税金および社会的義務に関する情報の提供義務。
- ② 各ユーザー、税務当局に対するユーザーの取引の回数、総額等の報告義務。

## 2. 報告義務の免除について

プラットフォーム事業者が認識した取引が下記Iに該当する時、IIを満たすユーザー情報の税務当局への報告義務は免除される。

- I ①個人間の動産（貴金属以外の販売価格5,000ユーロ（65万円）未満の動産、家具、家電製品、自動車等）の販売、または②提供する個人にも利益をもたらし、受益者と費用を共有する非営利サービスであること。
- II 年間を通じてデジタルプラットフォーム上の取引で得た金額が3,000ユーロ（39万円）未満、または取引回数が年間20回未満のユーザー。

(参考) 罰則について

義務を履行しなかった場合、①のユーザーへの情報提供義務違反に対しては50,000ユーロ（650万円）を上限とする罰金、②のユーザー、税務当局への報告義務違反に対しては未報告分の合計の5%の罰金が課される。

(備考) 邦貨換算レートは、1ユーロ=130円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：2022年1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

# 欧州におけるデジタルプラットフォームを介した電子的役務提供の付加価値税の課税方法

(未定稿)

- デジタルプラットフォームを介した役務提供は、サプライチェーンの構造が複雑で国境を跨ぐ場合もあるため、いつ最終消費者に役務が提供されたのか、誰がその役務提供の付加価値税を支払う義務を負っているのかなどを把握するのが困難であった。
- こうした状況を踏まえ、2015年からEU域内における消費者向け（BtoC）取引の電子的手段による役務提供の課税地を仕向地主義に変更すると同時に、適正な課税を図る観点から、デジタルプラットフォーム運営事業者を最終消費者への役務提供者とみなし、納税義務を課す制度を導入した。
- デジタルプラットフォーム等<sup>注1</sup>を介して電子的役務が提供される場合には、デジタルプラットフォーム運営事業者は自らの名義を用いてサプライヤーの計算により活動しているとみなされ、付加価値税の申告納税義務が課される。

(注1) 「デジタルプラットフォーム等」とは、マーケットプレイス、ポータル等を含むデジタルインターフェースをいう。

